

児童生徒を対象とした食育の取組について

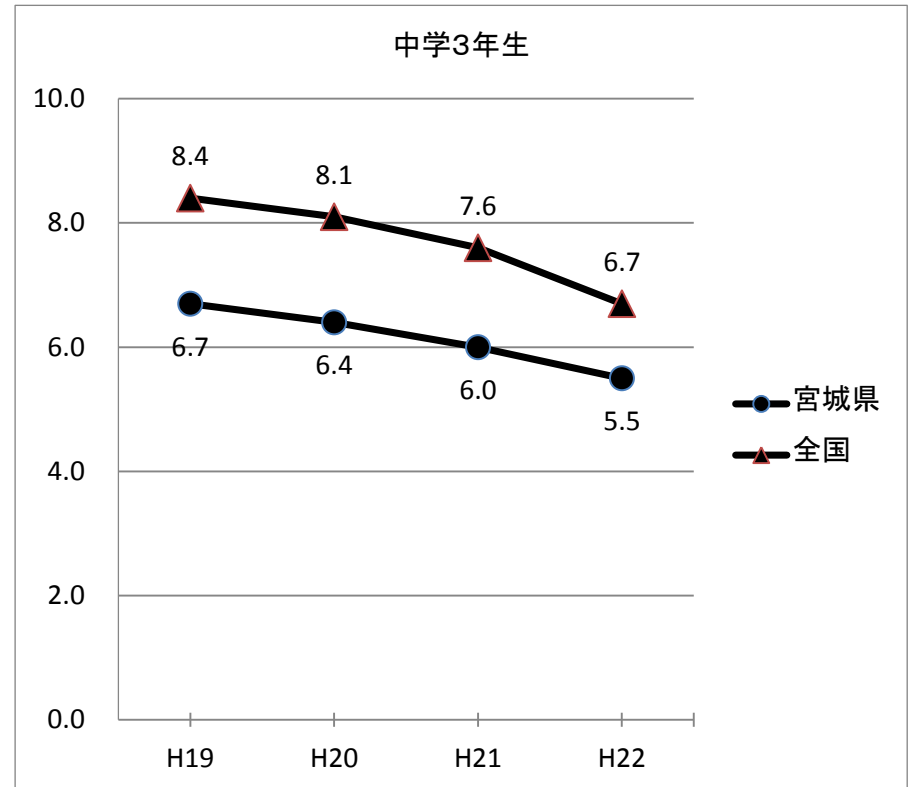
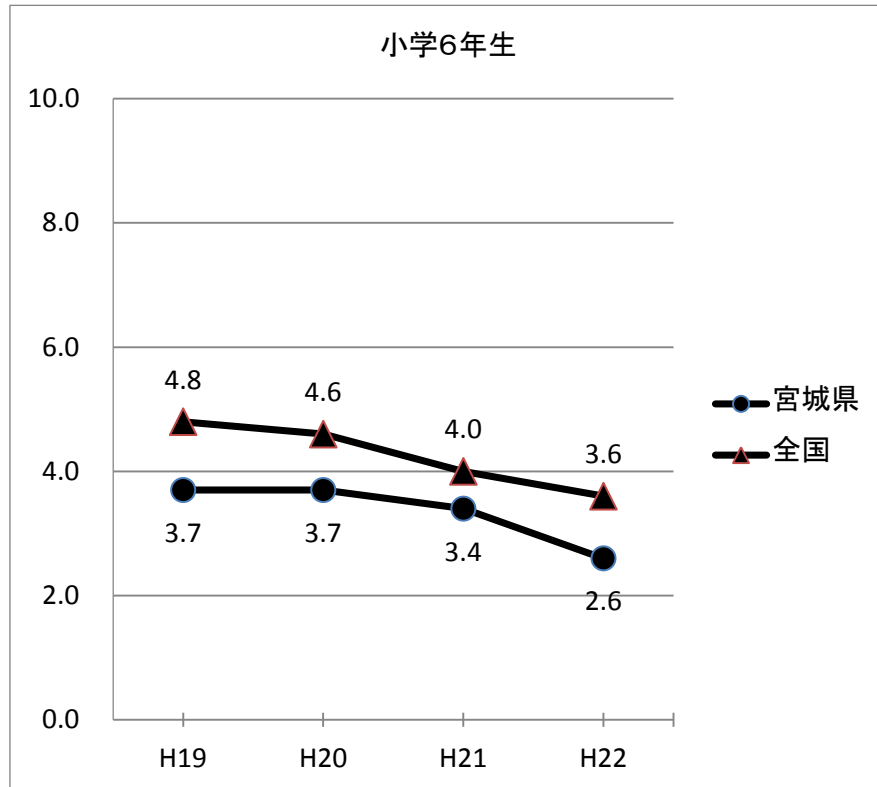
食育とは

生きる上での基本であって
知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので
様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し
健全な食生活を実践することができる人間を育てること
(食育基本法より)

1. 児童・生徒の「食育推進」に関するデータ

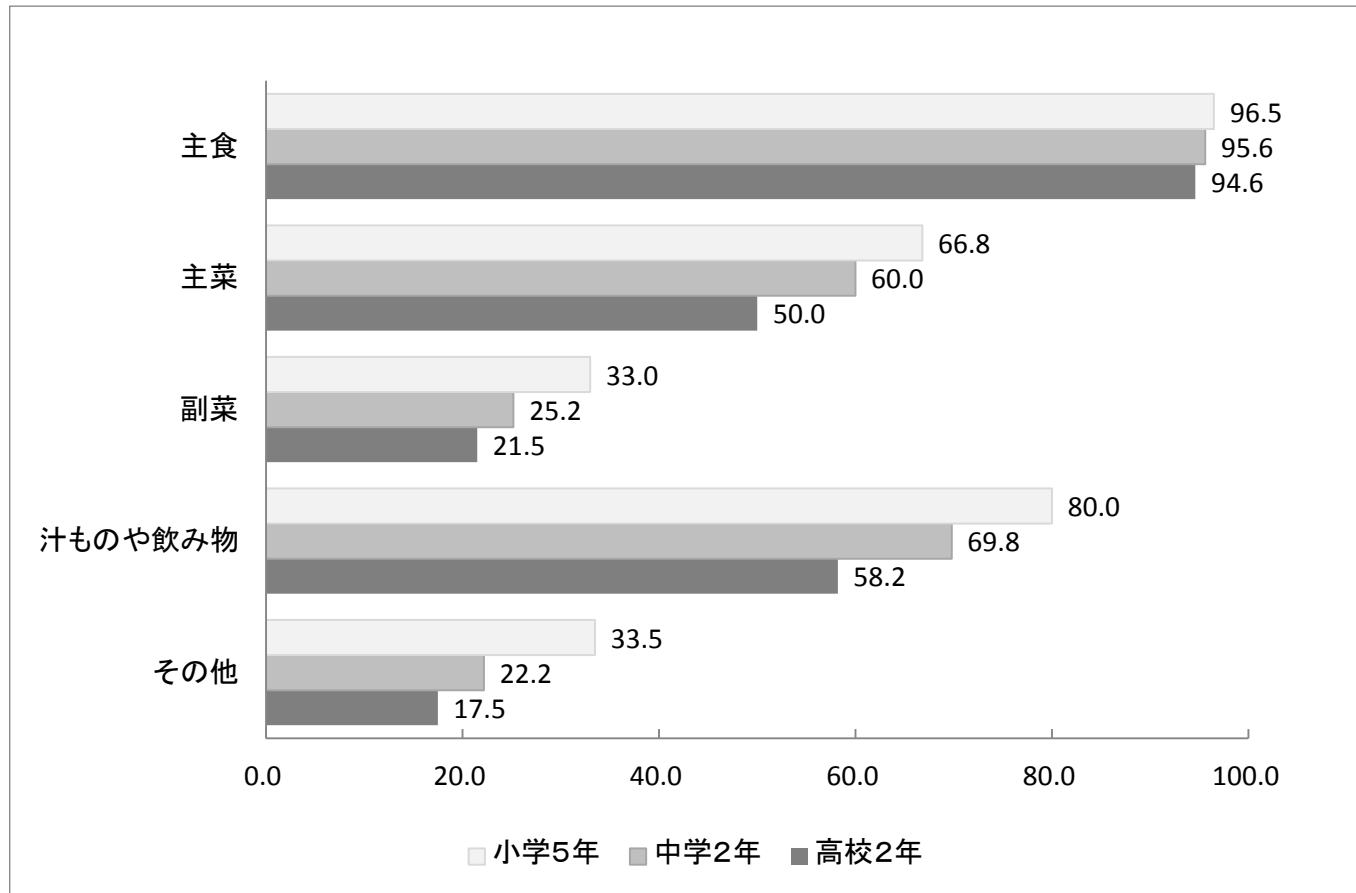
(1) 子どもの食習慣(朝食)

図1 児童生徒の朝食欠食者の割合の推移(%)



(資料出所) 文部科学省「全国学力学習状況調査」

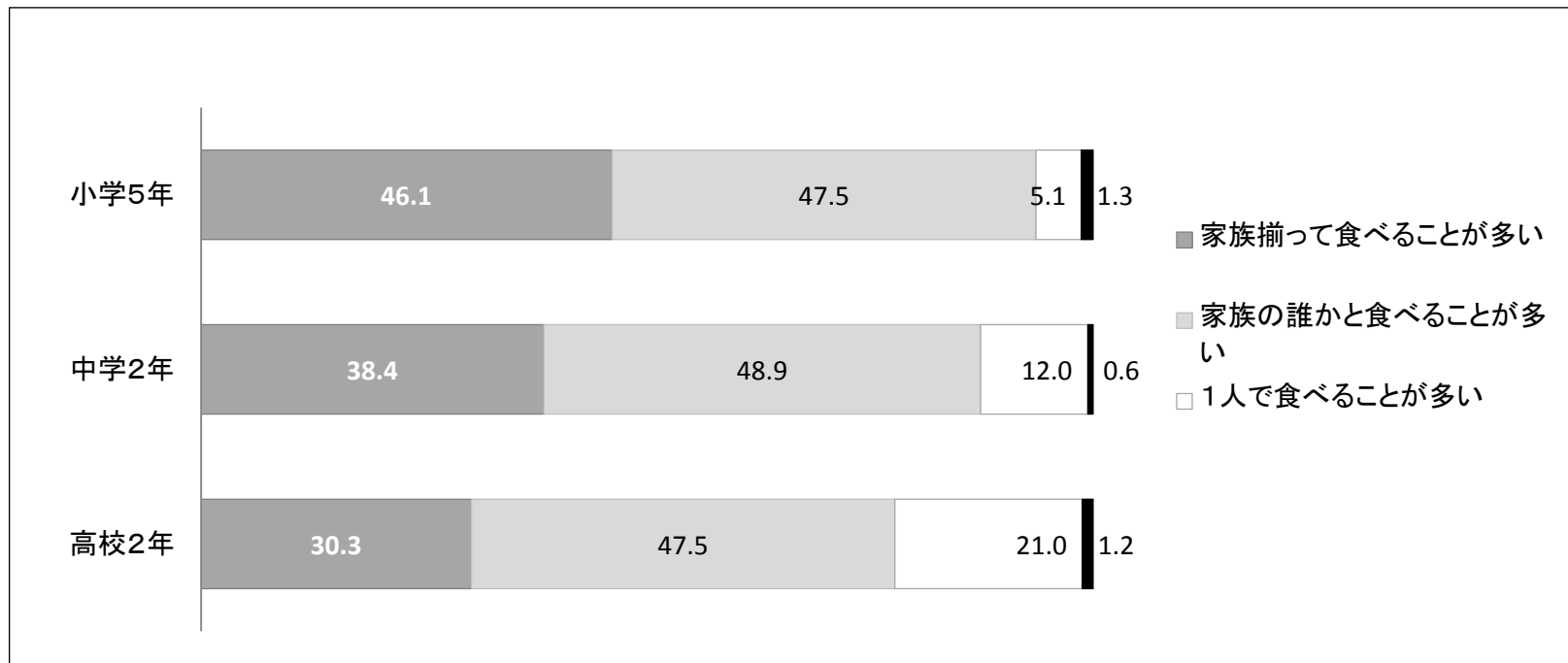
図2 児童生徒が食べている朝食の内容(%)



(資料出所)宮城県「平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査」

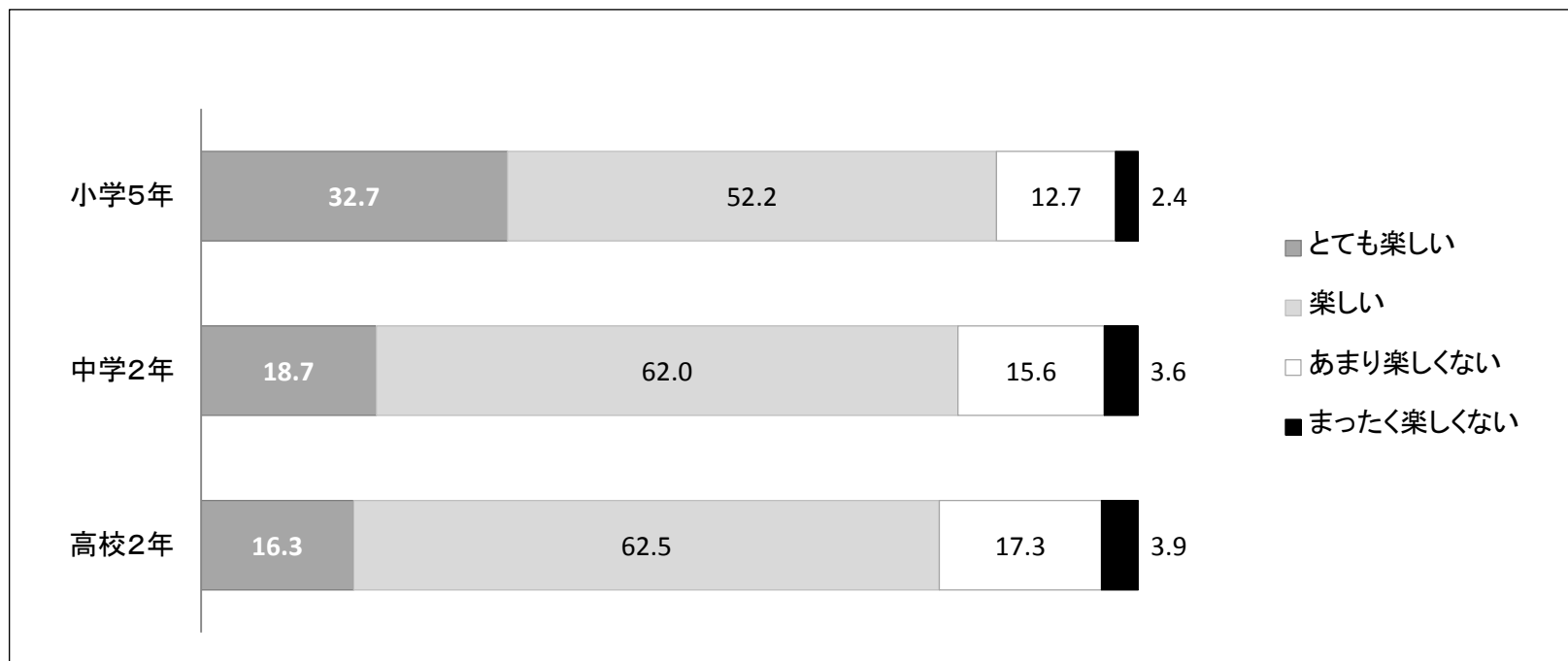
(2) 児童生徒の食事環境

図3 「ふだん家では、誰かと一緒に食事をしている」と回答した児童生徒の割合(%)



(資料出所)宮城県「平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査」

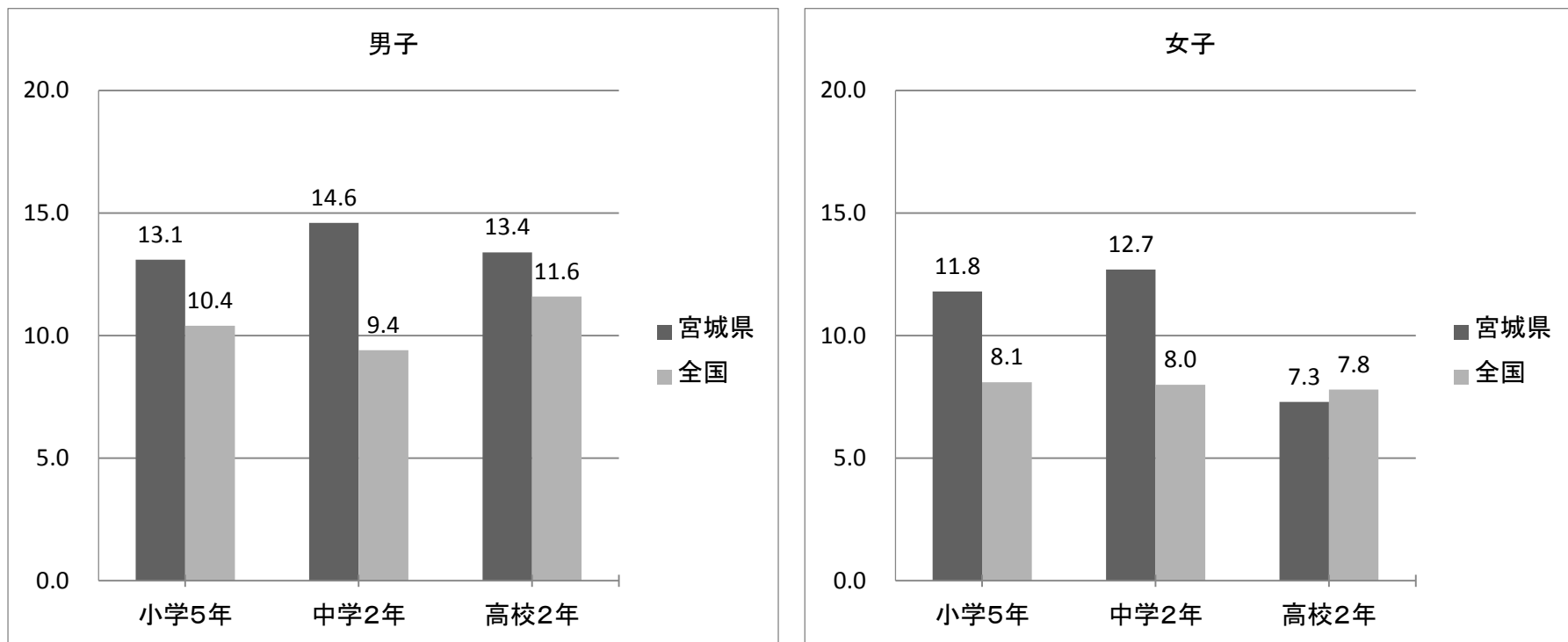
図4 「食事は楽しい」と回答した児童生徒の割合(%)



(資料出所)宮城県「平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査」

(3) 児童生徒の健康上の課題

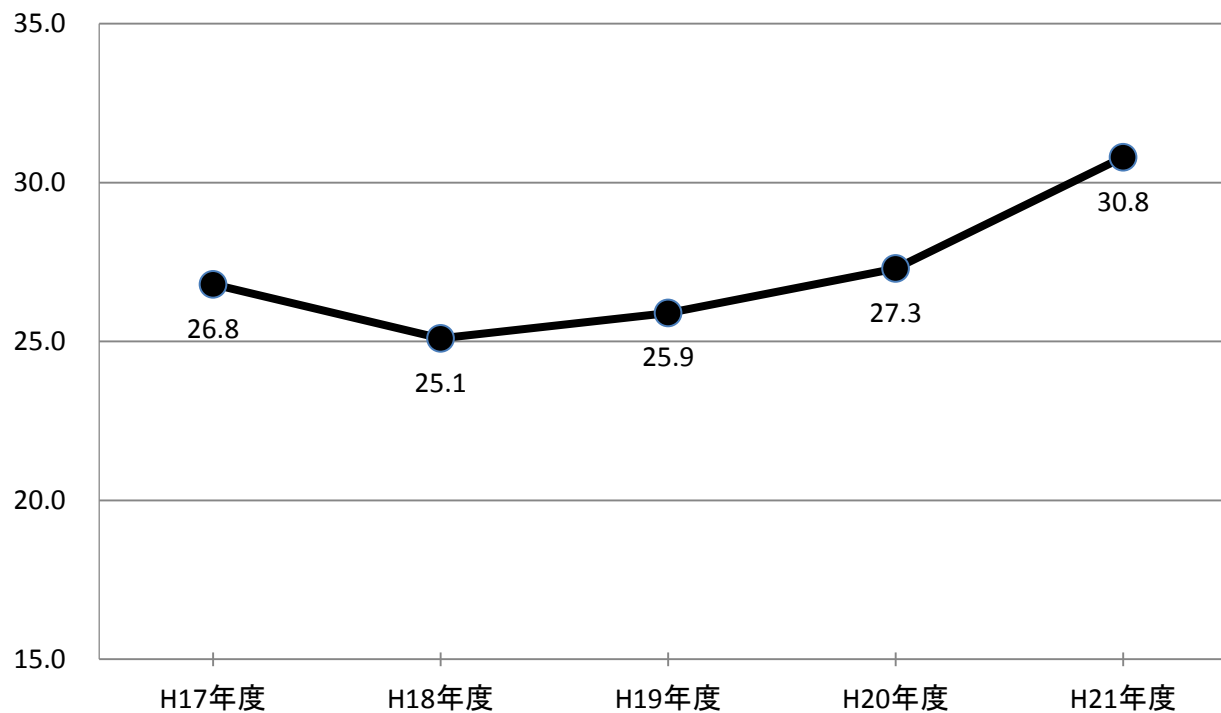
図5 肥満傾向の出現率(%)



(資料出所)文部科学省「平成22年度学校保健統計調査」

(4) 地産地消の取組

図6 学校給食における地場産野菜等の利用品目数の割合(%)



(資料出所)宮城県「学校給食における地場産物の活用状況調査」

2. 児童生徒の「食」をめぐる環境

- ① 児童生徒の食を取り巻く問題は多様化し、偏った栄養摂取・朝食の欠食など食生活の乱れや、肥満と過度な痩身の増加など、生涯にわたる健康への影響が懸念されている。
- ② 核家族化の進展・共働きの増加のほか、外食・調理済み食品の利用の増大などの社会環境の変化に伴い、家族揃って食事をする機会が減少している。家庭内で子どもが一人で食べる「孤食」や、家族が別々にそれぞれ好きなものを食べる「個食」の問題も生じている。また、食や健康に関し十分な知識に基づいて教育することが困難な家庭もある。
- ③ このような中において、学校や地域における食育の重要性が増している。その際、児童生徒を通じて、保護者・家庭にも食に関する情報を伝えていくという視点も求められている。

- ④ さらに、成長期において、望ましい食習慣を身につけ、食を通して自らの健康管理をする力を養うことは、将来の生活習慣病の予防という点においても重要である。

表 成人の体型・食生活に関する状況

項目		全国平均	宮城県	摘要
肥満割合(%)	男性	31.1%	39.5%	都道府県別 ワースト6位
野菜摂取量 (g/日)	男性	301g/日	324g/日	「健康日本21」の目標350g以上
	女性	285g/日	308g/日	
食塩摂取量 (g/日)	男性	11.8g/日	12.5g/日	都道府県別 ワースト7位
	女性	10.1g/日	10.7g/日	都道府県別 ワースト9位

(資料出所)厚生労働省「平成22年度国民健康・栄養調査」(H18~H22の積み上げ)

3. プランの目標・方向性

基本目標

県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。

多彩で豊かな宮城の食材の理解と食文化の継承を通して豊かな人間形成を目指します。

行動目標

生涯にわたって心身とも健康に過ごすため、一人一人が行動しましょう！

バランスのとれた食生活で適正体重の維持に努めましょう。

食卓に地域食材を取り入れましょう。

食育推進の基本方向

1 健全な食生活に必要な知識の取得と実践能力の育成

2 五感を使って健やかな心身を育む食育

3 宮城の風土に育まれた食材・食文化の理解

4 安全安心な食品の供給と関係者間の信頼関係構築

5 多様な機関の連携・協力による食育の推進

4. プランの目標値

食習慣に関する課題

朝食を欠食する県民の割合の減少

◇20～30歳代男性:30.8%→23%以下

◇小学6年生:2.6%→2.0%以下

脂肪エネルギー比率の減少(20～40歳代)

◇25.6%→25%以下

1日当たりの野菜摂取量(成人)

◇307.4グラム→350グラム以上

食に関連する健康上の課題

肥満傾向児の出現率の減少

◇中学1年生男子16.56%→11%

// 女子14.11%→9%

メタリックシンドローム該当者・予備群の割合

◇30.8%→26.7%

3歳児の一人平均むし歯数の減少

◇1.52本→1本以下

食の安全安心

みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動率

◇64%→80%

食生活に関する意識

主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合の増加

◇70.6%→75%

食事の量は適量を心がけている人の割合の増加

◇78.1%→85%

栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加

◇40.9%→50%

地産地消の取組

学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合

◇30.8%→33.6%

主要な都市農産漁村交流拠点施設の利用人口

◇901万人→1,000万人

農産物直売所推定売上高

◇69億円→85億円

農業体験学習に取り組む小・中学校の割合

◇79.4%→90%

食育の推進体制

食育コーディネーターによる食育推進活動への参加数

◇7,231人→15,000人

食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

◇91.4%→100%

5. プランの推進項目

(1) ライフステージに応じた食育の推進

- ・ライフステージに応じた(身体的・精神的・社会的特徴を踏まえた)食育を推進
- ・家庭、保育所・学校、地域における取組の方向性を明確化

	ライフステージ	年齢区分	食育推進のテーマ
ジュニア期	乳幼児期	0～ 5歳	食習慣の基礎づくり
	学童期	6～12歳	望ましい食習慣の定着
	思春期	13～18歳	自立に向けた食生活の基礎づくり
シニア期	青年期	19～39歳	健全な食生活の実現
	壮年期	40～64歳	食生活の維持と健康管理
	高齢期	65歳～	食を通じた豊かな生活の実現

(2) 重点施策 (児童生徒を対象としたもの)

施策1 食育を通じた健康づくり

Plan1 生涯を通じた健康づくり

- ・みやぎ21健康プランの推進
- ・子どもの生活リズムの向上

Plan2 健全な食生活の実現

- ・望ましい食生活に関する啓発の推進
- ・「日本型食生活」の実践促進

施策2 五感を使った食育の推進

Plan3 楽しく食べる環境づくり

- ・食卓を囲んだ食育の推進
- ・給食を通じた食育の推進

Plan4 体験を通じた食育の推進

- ・グリーンツーリズムや教育ファームの取組

施策3 「食材王国みやぎ」の理解と継承

Plan5 地産地消の推進

- ・学校給食における県産食材利用促進

Plan6 食文化の伝承

- ・学校給食における地域の伝統料理の紹介

施策4 食の安全・安心に配慮した食育

Plan7 安全安心な食品供給の確保

Plan8 食の安全安心に係る信頼関係の確立

- ・情報共有及び相互理解の推進

施策5 みんなで支えあう食育

Plan9 食育支援ネットワークの強化

- ・学校における食育推進体制の強化

Plan10 食育推進体制の充実

- ・食育に関わる人材の育成・活動支援

6. 県の取組

(1) 平成24年度の主な事業

重点 施策	事業名	趣旨・目的	内 容	予算 (千円)
施策 1	基本的な生活習慣定着促進事業	幼児児童生徒が規則正しい食習慣や外遊びなどの基本的な生活習慣を定着させるよう、多様な団体と連携して社会総がかりによる取組を進める。	(1)フォーラム の開催 (2)優良活動団体の表彰 (3)「ルルブル通信」の発行 (4)紙芝居演劇上演	2, 620
	食生活改善普及事業	食生活・食習慣の改善に関する普及啓発を行い、健康づくりに向けた行動変容への動機づけを支援する。	(1)大型スーパーでの「野菜を食べようキャンペーン」の開催 (2)親子を対象とした「野菜を食べよう講習会」の開催	1, 412
施策 2	子ども農業体験学習推進事業	小中学校における農業体験学習の取組を支援する。	(1)教員向けの農業セミナーの開催 (2)関係機関との連携による農業体験学習推進のための研修会・情報交換会の開催 (3)農業体験学習モデル校の支援	736
施策 3	学校給食地産地消推進事業	学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図る。	(1)生産者と学校給食調理場とのマッチングを支援（調理現場現地調査、研修会など） (2)学校給食における地産地消の取組に関する調査 (3)毎年11月を「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」として普及・啓発	411
施策 4	食の安全安心に関する情報の提供	学校給食環境を整備し、児童生徒等のより一層の安全安心を確保する。	簡易型放射能測定器を県内8カ所に設置して、希望のあった県・市町村・私・国立の小中高等学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所において使用する調理前の食材の放射性物質を測定する。	8, 506
施策 5	食育連携事業	県民が様々な団体と連携しながら、主体的に食育を実践する。	・「みやぎ食育コーディネーター」の養成・活動支援（研修会等）の実施 ・「みやぎ食育コーディネーター」等の食育活動への派遣マッチング	1, 181

(2) 食育コーディネーターの活動支援

◆食育コーディネーターとは？

- ① 県が実施した養成講座を修了した者。多様な団体と連携しながら、地域の特色を生かした食育を主体的に実践していくことが期待されている。
- ② 平成24年4月現在の登録者は142名。職業は栄養士、教師、保育士、農業生産者、食生活改善推進員(ヘルスマイト)など多岐にわたる。
- ③ 保育所・学校、地域など様々なフィールドで、「食を通じた健康づくり」、「望ましい食習慣の定着」、「地産地消」、「食文化の伝承」などをテーマに活動している。平成23年度の食育実践数は152件で、のべ8,277人が参加した。

◆県の支援内容

- ① 育成支援： 養成講座の開催(平成19～21年度、平成24年度)
- ② 活動支援： 県ホームページでの紹介、活動PR
派遣要請のあった保育所・学校・団体とのマッチング(平成23年度は13件)
- ③ 人的ネットワークの構築：
食育コーディネーターが様々な団体と連携して食育を実践していくために、圏域ごとの情報交換会のほか、地域の食育イベント・講演会等の開催を支援している。